

青年學級振興法公布さる

本年度の補助は六十時間以上

青年學級振興法は八月十一日法律二二一号で公布されたが同法第十三条及び附則第四項の規定にもとづく施行令は十四日の閣議で決定、政令二二三号として八月十八日公布された。同政令の全文つきを通り。

なお本紙前号に記載した同法案には多少、予句に相違はあるが、大要には変更はない。

青年學級振興法施行令

内閣は、青年學級振興法(昭和二十八年法律第二百一十一号)第二十一条、第二十三条及び附則第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一條 (國が補助する経費の範圍)

青年學級振興法(以下「法」といふ)第十八条の規定により國が補助する経費の範圍は、青年學級主事、青年學級講師及び青年學級講師補佐の給与又は報酬に要する経費及び青年學級のための教材に要する経費とする。

又、給与の種類は、文部大臣が定める。

第二條 (補助金交付の申請)

青年學級を開設する市(特別区を含む。以下同じ)町村が法第十八条の規定による補助金(以下「補助金」といふ)の交付を受けようとする場合においては、当該市町村の教育委員会は、青年學級運営補助申請書(以下「申請書」といふ。)(に事業計画書、収支予算書その他必要な書類を添えて、これを昭和二十八年六月三十日までに

当該市町村の長及び都道府県の教育委員を經由し、文部大臣に提出しなければならない。

2 市町村の長は、前項の規定により同項の申請書及び添付書類の送付を受けたときは、すみやかに

これを都道府県の教育委員会に送付しなければならない。

3 都道府県の教育委員会は、前項の申請書及び添付書類をとりまめ、これにその意見を記載し、青年學級運営費補助申請書送付書(以下「送付書」といふ)を添えて、これを文部大臣に送付するものとする。

第三條 (補助金交付の決定)

文部大臣は、前条第一項の申請書に基づき、補助金の交付の要否並びに補助金の交付する額及び交付の条件を決定し、その結果を

都道府県の教育委員会を經由して当該申請書を提出した教育委員会に通知しなければならない。

第四條 (事業計画の変更等の届出)

市町村の教育委員会は、前条の規定による補助金交付の通知を調査し、又は市町村の教育委員

会から必要な報告を取ることができ、

第八條 (都道府県の教育委員会の事務)

文部大臣は、補助金の交付及び返還並びに前条の規定による調査及び報告に関する事務の一部を都道府県の教育委員会をして行わせることができる。

第九條 (都道府県の補助についての報告)

都道府県が法第二十一条に規定する補助をする場合には、文部大臣は、同条の規定により、当該都道府県の教育委員会に對して、その補助の額、補助の比率、補助の方法、補助の要件、補助する経費の範圍その他の事項について、当該年度の七月三十一日までに、青年學級補助報告書を提出することを求めることができる。

第十條 (昭和二十八年年度における国庫補助の要件の特例)

法附則第四項の規定による開設期間及び学修時間数は、それぞれ、七月以上及び六十時間以上とする。

第十一條 (書類の様式)

申請書その他の政令の規定により作成すべき書類の様式は文部大臣が定める。

附 則

一、この政令は公布の日から施行する。

二、第二条第一項の申請書の提出の期限は、昭和二十八年年度においては、同条同項の規定にかかわらず、昭和二十八年十月三十一日までとする。

三、社会教育法施行令(昭和二十

十四年政令第三百八十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「公民館の事務に従事するもの」の下に「(も)青年學級振興法(昭和二十八年法律第二百一十一号)第十八条の規定による国庫補助に係る青年學級を担当する青年學級主事、青年學級講師及び青年學級講師補佐を除く」を挿入し、同条に「(青年學級振興法第十八条の規定による国庫補助に係る青年學級のための教材の購入に要したものを除く)」を加える。

第十四条に「(青年學級振興法第十八条の規定による国庫補助に係る青年學級のための教材の購入に要したものを除く)」を加える。

第十四条に「(青年學級振興法第十八条の規定による国庫補助に係る青年學級のための教材の購入に要したものを除く)」を加える。

第十四条に「(青年學級振興法第十八条の規定による国庫補助に係る青年學級のための教材の購入に要したものを除く)」を加える。

第十四条に「(青年學級振興法第十八条の規定による国庫補助に係る青年學級のための教材の購入に要したものを除く)」を加える。

第十四条に「(青年學級振興法第十八条の規定による国庫補助に係る青年學級のための教材の購入に要したものを除く)」を加える。

第十四条に「(青年學級振興法第十八条の規定による国庫補助に係る青年學級のための教材の購入に要したものを除く)」を加える。

第十四条に「(青年學級振興法第十八条の規定による国庫補助に係る青年學級のための教材の購入に要したものを除く)」を加える。

第十四条に「(青年學級振興法第十八条の規定による国庫補助に係る青年學級のための教材の購入に要したものを除く)」を加える。

優良圖書推薦のことは

私達が新しい時代の進行にとり残されないように、新しい社会体制に適応するためには、先ず第一に私達自身が新しい知識を身につけることが大切であると存じます。

この意味におきまして印刷庁では社会教育関係の優良圖書を兼ねにしかも当面の問題を極めて具体的に編集し、たゞさん進行致して居ります。みなさん是非お奨め致し、手に手。

印刷庁刊行図書新瀧県普及事務局

吉川浩次

公民館向圖書

公民館運営の手引
公民館質疑應答集
公民館の発展
公民館の歴史

文部省公民館研究会編

再版出来

優良公民館の実態
文部省公民館研究会編

判 5 100円
A 5 350円
B 5 48円

新刊

勤勞青年諸君に贈る

僕らは生きぬく

全国の青年學級生から採集した生活記録の優秀な作品を高橋を収めた勤勞青年必読の書

判 6 100円
B 2 100円
C 1 16円

申込方法 新瀧市 越佐自治会館内
新瀧県官報販賣所又は新瀧県社会教育協会宛

提案

△本紙も既に半歳を過ぎ、なかなかの成長振りを見せています。それにしても読者の声、投稿の少な過ぎるのを感じて居る。この辺で、ほんの少しづつ、お返事をあげたいと思っております。△話題は何か公民館のみに限りません。広く社会教育のことで結構です。△紙上の匿名もまた結構ですが、原稿には住所氏名職業を明記して頂いて下さい。△原稿用紙はどんなものでも結構ですが、編集都合からして行を十五字以内にして頂いて頂きます。△期限は何時でも結構ですが、毎月の二十日を一つの期限として頂きます。△採用の可否には謝辞を致しますと言いたいのですが、そこまででは発音不発音、いま書く暇と待つて頂きます。△せんとん投稿し

紹介

紹介



図書施設の充実をはかる

中蒲 横越村公民館

図書施設による図書館の普及し、機構と運営

てない現在では、公民館図書施設がこれに代り、住民が自ら求めて自己の教養を高める唯一の機関として、十分な機能を果たすべく、本館においては、一般的に云

公民館書庫委員の一部七名をもつて図書部が構成され図書部長を置き、予算その他図書関係の計画を協議する。

一、施設

一、図書室は独立した公民館の隣三七、五坪、二面が硝子窓で極めて明る。

二、開架のための大机六ヶ、椅子一七脚。

三、部室巡回貸出しのための五〇冊入図書箱七ヶ。

四、この部室は暗室設置完了し

(中蒲出張所 関根利也)

生活改善を推進する

東頸 菱里村婦人会

東頸が長野県と境を接する所隣陸西側を一掃しなければならぬと菱ヶ岳の麓吉敷七百八人口三、五の念願に燃え、会員一同と相計り〇〇人の一山村、菱里村は婦人会先づ結婚衣裳の共同使用を計画した。これが資金としてボロ布、

数字を懸命の努力を継続してきて鉄屑、雑誌類等に依る廃品の回収

を全村的に婦人会員の手で行い

いる。昭和廿三年現会長和泉三

さんが会長に就任するや冠婚葬祭

季節被褥一束宛の供出を行い、

に多額の費用を消費する愚行の悪

合計八万円の資金を獲得する事

簡単に映写ができ、ラジオ、電燈、レコードの設備もあって便利である。
3、予算(図書購入費)
昭和十七年度 九〇、〇〇〇円
昭和十八年度 八〇、〇〇〇円
右は公民館予算中事業費の約一五割に当る。
4、現有冊数 二、八〇〇冊、住民一人当りの約〇、二九冊。
5、図書購入、毎月約四〇冊、年間約五〇〇冊。
6、貸出状況、過去二三年の一ヶ年平均は六、五〇〇冊から七、〇〇〇冊で月平均約六〇〇冊。部室貸出しは七部室全部に実施毎月一回交換する。

尚、開架方法は紙面の関係で省略するが「皆が自由に楽しく読む」ことが出来る図書室にすることを信条とし、魅力あるものにしたといっており、その成果は大いに期待できるものと思ふ。
(中蒲出張所 関根利也)

出来た。これに依りて嫁衣裳を西組購入し婦人会が管理して公民館に保管し一回五百円で貸用することに、最初は遠慮したり大反対したりした。村民の伝統を破る困難性等いろいろの障害があったがその難言は直ちに普及され現在は殆んど個人で新調する人はなく共同衣裳によって人生の門出を祝福し合っている。
自村許りでなく他村にまで貸出ししている。村当局の理解もあり夏は夏物を兼ねて二組新調し整備された結婚衣裳に対する「喜慶は一掃された。斯くすることに依り式の方法も自ら簡素化された。
昭和二十六年大原部落における水道工事山腹の水線を利用して二十余戸に施設を完成したがこれも婦人会として村当局に交渉した大いなる功績を見逃す訳には行かない。更に便所の改良には村振興会と協議し一件に対して五〇〇円の補助金を出す等の促進策を講じ全村の半數位は便所を改良し理想郷の實現も遠くないことではあるまい。

現在では燃費節約と火災予防と衛生的の見地から床風呂の奨励普及に力を注いでいる。これらの事業は和泉会長自ら実践し機会ある毎に説き廻っている。村当局も婦人会の活動と手談力に協力し全村一体のうるわしい村創の運動を地味ながら実行している。
(東頸出張所 保坂信昭)

おち穂

▲残置厳し……という所でしまが今日この頃のすずきは季節が一足おひに十月に入った様で、少なからず私達をかわてさせています。▲十六特別国会が開会されて、今まで棚上げになっていた社会教育関係の法案も次々に可決されました。曰く青年学級振興法、曰く文教施設の起債の問題が含まれる「地方財政法の一部を改正する法律」公民館に於ける映画の免税の問題が含まれる「地方税法の一部を改正する法律」等々早速発表されたので本号に掲載致しました。▲なほ、同国会で先般離島振興法が可決されました。これによると佐渡がこの対象の中に含まれ、年約一億円の国庫の屏が開かれるのだそうです。勿論社会教育の面でもこの恩恵に浴す事がむしろこの面では内地振興法でも可決してもらえなかった様です。すねエ……約二ヶ月に亘って手術のため休養を始め、内部の方々に大変御迷惑をかけて来ましたが、ついで二十四日に帰って参りました。▲可憐な「本号」ではお愛しい「本号」です。▲甲田さんのお世話になっていました。▲最後に公民館大会の目的の趣意を忙しの中、七月号、次いですべ八月号と編集をしていただいた甲田さんと社説の木村春作さんにお詫ごとお礼を申し上げさせていただきます。

いいたまいます。
(桜井)

旗幟 カップ 株式 会社 日米 徽章 バズル ゼル 新潟市東中通り一番町 電話 9.857 番